

氷見市農業委員会 定例総会議事録  
(令和7年度8月度)

1 日 時 令和7年8月1日(金)  
開会:午後3時00分 閉会:午後4時5分

2 場 所 氷見市庁舎301会議室

3 出席委員 11名  
1番 三島 幸浩 2番 兩國 明美  
4番 栗山 敬行 6番 田中 昭一  
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎  
10番 吉田 純夫 11番 森 久志  
13番 山本 善榮 14番 浮橋 勉

4 欠席委員 4名  
3番 上野 和枝 5番 平井 清一 12番 高木 良治  
15番 向 悟司

5 議 題 第1号議題 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)への意見聴取について 85件  
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件 5件  
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件 5件

6 出席した事務局等職員 2名  
局長 中川 道郎 主査 川上 一弘

8 総会の概要  
はじめに、会長挨拶後、農業委員会憲章の朗読を\*\*委員の主唱により、全員で唱和。  
会長が議長として進行し、在任委員15名中11名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告した。  
議事録署名委員として、\*\*委員、\*\*委員を指名。

議長 第1号議題 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)への意見聴取85件について、議長が事務局に説明を求めた。

事務局 (中間管理機構から意見照会があった利用権設定について、事務局が85件の借受人と所在農地、面積を説明した。)

- 議長 事務局説明後、議長が意見を求めた。
- 議長 委員に意見や質問を求めたが無かったことから、第1号議題を承認した。
- 議長 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件5件について、議長が事務局に説明を求めた。
- 事務局 (1番から4番まで説明)  
5番について、在留許可がある外国人が、農地法第3条の許可を得て、農地を取得したいとしている。  
農地法では、国籍要件、日本人でなければ農地を取得できないことはない。  
本市では、外国人が農地法第3条にて農地を取得することは初めての事例となる。  
申請地は、背丈を超える草が生い茂る荒廃農地だったため、農地法第3条の許可申請提出日（7月15日）の翌日に、申請者に草を刈って、農業への意欲を見せてくださいと指導した。  
すると申請者は、間違って申請地ではない近隣の荒廃農地の草刈りをした。  
7月29日午後、申請地にて申請者（外国人）と待ち合わせをし、あなたが取得したい農地はあなたが刈った場所ではないことを説明し、農地の譲渡人に申請地の場所を確認してもらい、改めて、申請地の草刈りをするよう指示をした。  
8月1日の昼過ぎまで、草は刈られていない。
- 議長 事務局説明後、議長が意見を求めた。
- \* \* 委員 5番の件の外国人が農地法第3条にて農地を取得することに問題がないとしているならば、許可できるのではないか。
- \* \* 委員 地元\* \*地区では、近年、不在地主が問題となっている。  
土地改良事業を導入しようとしても、連絡が取れず事業に協力しないなど、事業の進展が見られない事例がある。  
草刈りや農薬の使用、水利調整等に協力でしていただけるか不安だ。  
また、所有者が外国人の場合、将来、この農地の相続が発生した場合にどうなるのか不安だ。
- 事務局 農地の所有者が外国人の場合、相続が困難でそのまま荒廃地となってしまうという考えは、宅地も同じだ。  
この申請地について、3条の許可ができないということならば、今後

も背丈を超える荒廃農地のままとなるが、どうですか。

＊＊委員

最近、地元＊＊地区では、地区内の荒廃農地を耕作する動きがあり、集落に帰って、意見を求める。

＊＊委員

そもそも、定例会資料に添付してある「農地法第3条の許可の基準」に合致していないのではないか。

農業用の機械の所有や農作業に従事するための労働力や技術など、何一つ具体的なものはない。

事務局

申請者には、いきなり農地の取得ではなく農地を借りて農業の実績を作つてから農地を取得すればどうかと話したところ、どうしても農地を取得したいとの返事だった。

また、農地を取得できた場合には、草刈り後の農地の表土を入れ替え、農地にふさわしい土に入れ替え正在すると言っている。

議長

申請者は、改めて、申請地の草刈りをすることや＊＊委員に地元の見解をきいてもらうことにより、5番は来月の総会まで保留とします。そのほかに何かありますか？

＊＊委員

2番は現地の農地が水稻として耕作してあるということだったが、譲受人がもはや試しに耕作しているということか？

事務局

そういうことだと思います。

譲受人は＊＊市在住なので、ほかの農業者から指導を受け農業を行つてゐるということだと思います。

＊＊委員

4番の件は第3号議題の転用の件の隣接地ではないか？

転用に係る隣接農業者の同意はどうなつてゐるのか？

事務局

おっしゃるとおりで、転用に係る隣接農業者の同意は前の所有者からいただいています。

議長

ほかに委員に意見や質問を求めたが無かったことから、第2号議題の1番から4番を承認した。

5番については、9月度総会に再び諮ることとした。

議長 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件5件について、議長が事務局に説明を求めた。

事務局

(事務局が説明)

議長 先般7月25日に行われた\*\*委員と事務局員による現地調査について、  
\*\*委員に報告を求めた。

＊＊委員 隣接地との境界が確定されており、排水路や周辺農地への影響に問題がないことを確認してきたことと、土地改良区からの同意も得られている旨の報告をした。

議長 \* \* 委員から報告を受け、議長が委員に意見を求めた。

議長 議長は、意見がなかったため、第3号議題について、原案のとおり、許可相当の意見を付して県へ進達することとした。

以上で氷見市農業委員会8月度定例総会を終了とした。

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年8月1日

## 議長

### 署名委員

### 署名委員